

改正

平成19年3月23日告示第22号
平成21年9月18日告示第99号
平成22年3月31日告示第90号
平成24年2月10日告示第9号
平成24年8月21日告示第107号
平成29年1月30日告示第8号
令和元年8月20日告示第110号
令和元年11月20日告示第153号

佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月29日総務省、財務省、国土交通省告示第1号）に基づき、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 企画部長は、建設工事等に関し、次の事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加資格等に関する事項
- (2) 市が発注する建設工事等に係る入札の経緯及び結果に関する事項。ただし、次に掲げる建設工事等に係るものは、除くものとする。
 - ア 設計額が250万円を超えないもの（ただし、随意契約の場合は、設計額が50万円未満（建設工事にあつては、70万円（震災、風水害、火災その他これに類する災害が発生した場合において、市長が特に認めるときは、市長が別に定める額）未満）のもの）
 - イ 公共の安全及び秩序の維持に密接に関連する建設工事等であつて、市の行為を秘密にする必要があるもの

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格等に関する事項
 - ア 佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱（平成17年佐久市告示第107号）
 - イ 佐久市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成17年佐久市告示第108号）
 - ウ 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）
 - エ 建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿
 - オ 入札参加等停止措置の対象となった業者名、入札参加等停止措置期間、入札参加等停止措置理由及び入札参加等停止措置基準
 - カ その他入札参加資格に関する事項
- (2) 入札の経緯及び結果に関する事項
 - ア 一般競争入札に付した場合
 - (ア) 一般競争入札公告
 - (イ) 入札者名及び入札金額
 - (ウ) 落札者名及び落札金額
 - (エ) 最低制限価格
 - (オ) 失格基準価格
 - (カ) 競争入札参加資格確認申請書を提出した業者名
 - (キ) (カ)のうち、競争入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由
 - (ク) 予定価格

- (ケ) 最低価格の入札者以外の者を落札者とした場合の理由
- (コ) 契約業者名及び住所
- (サ) 契約工事等の名称、箇所、種別、概要、工期（履行期間）及び契約金額
- イ 公募型指名競争入札に付した場合
 - (ア) 技術資料の提出依頼
 - (イ) 指名競争入札に付する工事等の名称、箇所、概要及び予定工期（履行期間）
 - (ウ) 入札者名及び入札金額
 - (エ) 落札者名及び落札金額
 - (オ) 最低制限価格
 - (カ) 失格基準価格
 - (キ) 技術資料を提出した業者名
 - (ク) (キ)のうち、指名されなかった業者名及びその理由
 - (ケ) 指名の理由
 - (コ) 予定価格
 - (サ) 最低価格の入札者以外の者を落札者とした場合の理由
 - (シ) 契約業者名及び住所
 - (ス) 契約工事等の名称、箇所、種別、概要、工期（履行期間）及び契約金額
- ウ イ以外の指名競争入札に付した場合
 - (ア) 指名競争入札に付する工事等の名称、箇所、概要及び予定工期（履行期間）
 - (イ) 指名業者名
 - (ウ) 入札者名及び入札金額
 - (エ) 落札者名及び落札金額
 - (オ) 最低制限価格
 - (カ) 失格基準価格
 - (キ) 指名の理由
 - (ク) 予定価格
 - (ケ) 最低価格の入札者以外の者を落札者とした場合の理由
 - (コ) 契約業者名及び住所
 - (サ) 契約工事等の名称、箇所、種別、概要、工期（履行期間）及び契約金額
- エ 随意契約によることとした場合
 - (ア) 予定価格
 - (イ) 随意契約の相手方の選定理由
 - (ウ) 契約業者名及び住所
 - (エ) 契約工事等の名称、箇所、種別、概要、工期（履行期間）及び契約金額
- オ アからエまでの工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合
 - (ア) 契約業者名及び住所
 - (イ) 契約工事等の名称、箇所、種別、概要、工期（履行期間）及び契約金額
 - (ウ) 変更の理由

(公表の時期)

第4条 公表する時期は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格等に関する事項
 - ア 前条第1号のアからエまでについては、事項を定め、又は作成したとき遅滞なく。これを変更したときも同様とする。
 - イ 前条第1号のオについては、当該措置を行った後遅滞なく
- (2) 入札の経緯並びに結果及び契約に関する事項
 - ア 一般競争入札に付した場合
 - (ア) 前条第2号のアの(ア)については、公告後遅滞なく
 - (イ) 前条第2号のアの(イ)及び(エ)から(ク)までについては、入札後遅滞なく
 - (ウ) 前条第2号のアの(ウ)については、落札者決定後遅滞なく
 - (エ) 前条第2号のアの(ケ)から(サ)までについては、契約締結後遅滞なく

イ 公募型指名競争入札に付した場合

- (ア) 前条第2号のイの(ア)については、掲示後遅滞なく
- (イ) 前条第2号のイの(イ)については、指名競争入札通知書の施行後遅滞なく
- (ウ) 前条第2号のイの(ウ)から(コ)までについては、落札者決定後遅滞なく
- (エ) 前条第2号のイの(サ)から(ス)までについては、契約締結後遅滞なく

ウ イ以外の指名競争入札に付した場合

- (ア) 前条第2号のウの(ア)については、指名競争入札通知書の施行後遅滞なく
- (イ) 前条第2号のウの(イ)から(ク)までについては、落札者決定後遅滞なく
- (ウ) 前条第2号のウの(ケ)から(サ)までについては、契約締結後遅滞なく

エ 随意契約によることとした場合

前条第2号のエについては、契約締結後遅滞なく（ただし、設計額が50万円以上250万円以下（建設工事にあつては、設計額が70万円（震災、風水害、火災その他これに類する災害が発生した場合において、市長が特に認めるときは、市長が別に定める額）以上250万円以下）の場合には、月ごとに月末に集計し、遅滞なく）

オ 変更契約をした場合

前条第2号のオについては、変更契約締結後遅滞なく

（公表の場所）

第5条 公表する場合は、企画部契約課に設ける閲覧所とする。

（公表の方法）

第6条 公表の方法は、次の書類の写しを閲覧に供することによるものとする。ただし、第6号については、写しの交付によることができるものとする。

- (1) 第3条第1号のアからエまでについては、当該告示及び名簿による。
- (2) 第3条第1号のオについては、入札参加等停止業者名簿（様式第1号）による。
- (3) 第3条第2号のアの(カ)及び(キ)については、一般競争入札参加資格確認結果書（様式第2号）による。
- (4) 第3条第2号のイの(キ)及び(ク)については、公募型指名競争入札の指名結果書（様式第3号）による。
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に付する工事（業務）名、箇所、概要、予定工期（履行期間）については、競争入札実施事業（様式第4号）による。
- (6) 入札者名及び入札金額、落札者名及び落札金額並びに予定価格、最低制限価格及び失格基準価格については、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）様式第89号の入札経過書による。
- (7) 指名業者名、指名の理由及び随意契約の相手方の選定理由については、佐久市建設工事請負人等選定委員会規程（平成17年訓令第52号）様式第1号による。
- (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とした場合の理由については、別に定める方法による。
- (9) 契約業者名並びに住所、契約工事等の名称、箇所、種別、契約方法、入札・見積結果、概要、工期（履行期間）、契約金額並びに第3条第2号のオについては、契約情報（様式第5号）による。

2 第3条に規定する公表内容に関する事項の公表方法は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 第3条第2号エに規定する事項については、佐久市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への掲載によるものとする。
- (2) 前号に規定する事項以外の事項のうち、必要なものについては、市ホームページ又は佐久市入札情報システムへの掲載によるものとする。

（公表の期間）

第7条 公表する期間は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する事項のうち第3条第1号のアからエまでについては、新たに事項を定め、又は作成する日まで
- (2) 第2条第1号に規定する事項のうち第3条第1号のオについては、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで
- (3) 第2条第2号については、公表した日（契約締結前に公表した事項については、契約を締結

した日)の翌日から起算して1年が経過する日まで

(遵守事項)

第8条 第6条に規定する閲覧をし、又は写しの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧所に備え付けの閲覧簿(様式第6号)に所定の事項を記入したうえ、閲覧所において閲覧するものとする。
- (2) 閲覧に係る関係書類(以下「閲覧書類」という。)を閲覧所以外の場所に持ち出さないこと。
- (3) 閲覧書類を汚損し、又は破損しないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 写しの交付を受けようとする場合は、実費を負担すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

2 前項の規定に違反する者に対しては、必要に応じ閲覧を停止し、又は禁止する等の措置を講じることとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市建設工事及び建設コンサルタントの業務の入札契約情報公表要領(平成13年佐久市告示第32号)、浅科村建設工事入札契約情報公表要領(平成13年浅科村訓令第6号)又は望月町建設工事入札契約情報公開要領(平成14年望月町要綱第82号)の規定によりなされた公表、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月23日告示第22号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月18日告示第99号)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第90号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、この要綱による改正後の佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱の規定は、施行の日において現に指名停止の措置を受けている者から適用する。

附 則(平成24年2月10日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市建設工事等入札・契約情報公表要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、告示の日以後の入札公告又は指名通知に係る競争入札から適用する。ただし、新要綱の第2条第2号ア、第4条第2号エただし書、第6条第1項ただし書、第6条第2項第1号及び第8条第1項第5号の規定は、平成24年4月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則(平成24年8月21日告示第107号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成24年10月1日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部(局・支所)建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。

附 則(平成29年1月30日告示第8号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月20日告示第110号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、同日以後に開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部(局)建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。

附 則(令和元年11月20日告示第153号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、同日以後に

開催する佐久市建設工事請負人等選定委員会又は部（局）建設工事請負人等選定委員会において審議に付される案件について適用する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

入札参加等停止業者名簿

| 業者名 | 入札参加等 停止措置期間 | 入札参加等 停止措置理由 | 入札参加等 停止措置基準 |
|-----|--------------------|-----------------|-----------------|
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | | |

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

一般競争入札参加資格確認結果書

1 工事名

2 入札公告日

| 資格確認申請者 | 資格の有無 | 資格がないと認めた理由 |
|---------|-------|-------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

公募型指名競争入札の指名結果書

1 工事名

2 技術資料収集に係る揭示日

| 技術資料提出者 | 指名の有無 | 指名されなかった理由 |
|---------|-------|------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（備考）1 「指名の有無」の欄には、指名された場合には「○」と、指名されなかった場合には「×」と記載すること。

2 「指名されなかった理由」の欄には、公表された指名の理由のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

競争入札実施事業

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）箇所
- 3 契約方法
- 4 工事（業務）概要
- 5 予定工期（履行期間）
- 6 公告（指名通知）日

様式第5号（第6条関係）

様式第5号 (第6条関係)

契 約 情 報 (年 月 日入札・見積分)

※設計額 250 万円超工事等

| 番 号 | 工 事 (業 務) 名 | | 当 初 契 約 年 月 日 | 工 事 の 概 要 |
|--------|----------------------------------|---------------|-------------------------|-----------|
| | 工 事 (業 務) 箇 所 | 種 別 | 工 期 (履 行 期 間) | |
| | 契 約 方 法 | 入 札 ・ 見 積 結 果 | 請 負 金 額 (業 務 委 託 料) | |
| 1 | 請 負 者 (受 注 者) (商号又は名称・代表者・住所) | | 変 更 契 約 年 月 日 | 変 更 の 理 由 |
| | | | 変 更 工 期 | |
| | | | 変 更 請 負 金 額 (変 更 委 託 料) | |
| 2 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第6号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

関 覧 簿

| 受 付 番 号 | 関 覧 申 請 年 月 日 | 関 覧 工 事 (業 務) 名 | 関 覧 文 書 の 種 類 | | | | | 住 所 | 氏 名 | 職 業 (法人名) | 受 付 | 確 認 | 承 認 | 関 覧 年 月 日 |
|------------|------------------|-----------------|---------------|------------|------------|-------------------|-------------------------|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|--------------|
| | | | 指 名 業 者 | 入 札 状 況 | 予 定 価 格 | 有 資 格 者 名 簿 | 入 札 参 加 止 業 等 者 簿 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 関覧文書の種類欄には○印を付してください。